（別紙１）

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護

又は指定居宅サービス（介護保険法第８条第４項に規定する訪問看護に限る。）

若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第８条の２第４項に規定する介護

予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 定数 |
|  |  |

(備考)　職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載